



NAGOYA
UNIVERSITY

森林環境譲与税による市町村支援の方向性： 都道府県の動向の概説と都市・農山村連携の 萌芽

2019/11/24

香坂 玲

名古屋大学大学院 環境学研究科 教授

内山愉太 (セッション・コーディネータ)
名古屋大学大学院 環境学研究科 特任講師

Dr. Ryo Kohsaka, Professor

Nagoya Univ.

Graduate School of Environmental Studies

Visiting Professor at Seoul National University (2017-2018)

Visiting Researcher at United Nations University IAS

Advisor to COP10 Promotion Committee (until 2011 March)

報告内容

- 背景と将来課題
なぜ 新税を導入できたのか
- 結果1 都道府県
森林環境譲与税による市町村支援
- 結果2 豊島区と秩父市の事例
都市・農山村連携

森林環境譲与税導入に至る背景経緯

- 1980年代 水源税構想 (林野庁)
- 1994年 森林交付税創設促進議員連盟結成
- 2003年 森林環境・水源税構想
- 2012年 地球温暖化対策税(エネルギー分野)
- 2013年 地球温暖化対策税譲与税案
(森林面積に応じて譲与する案)

排出削減
× 吸収源

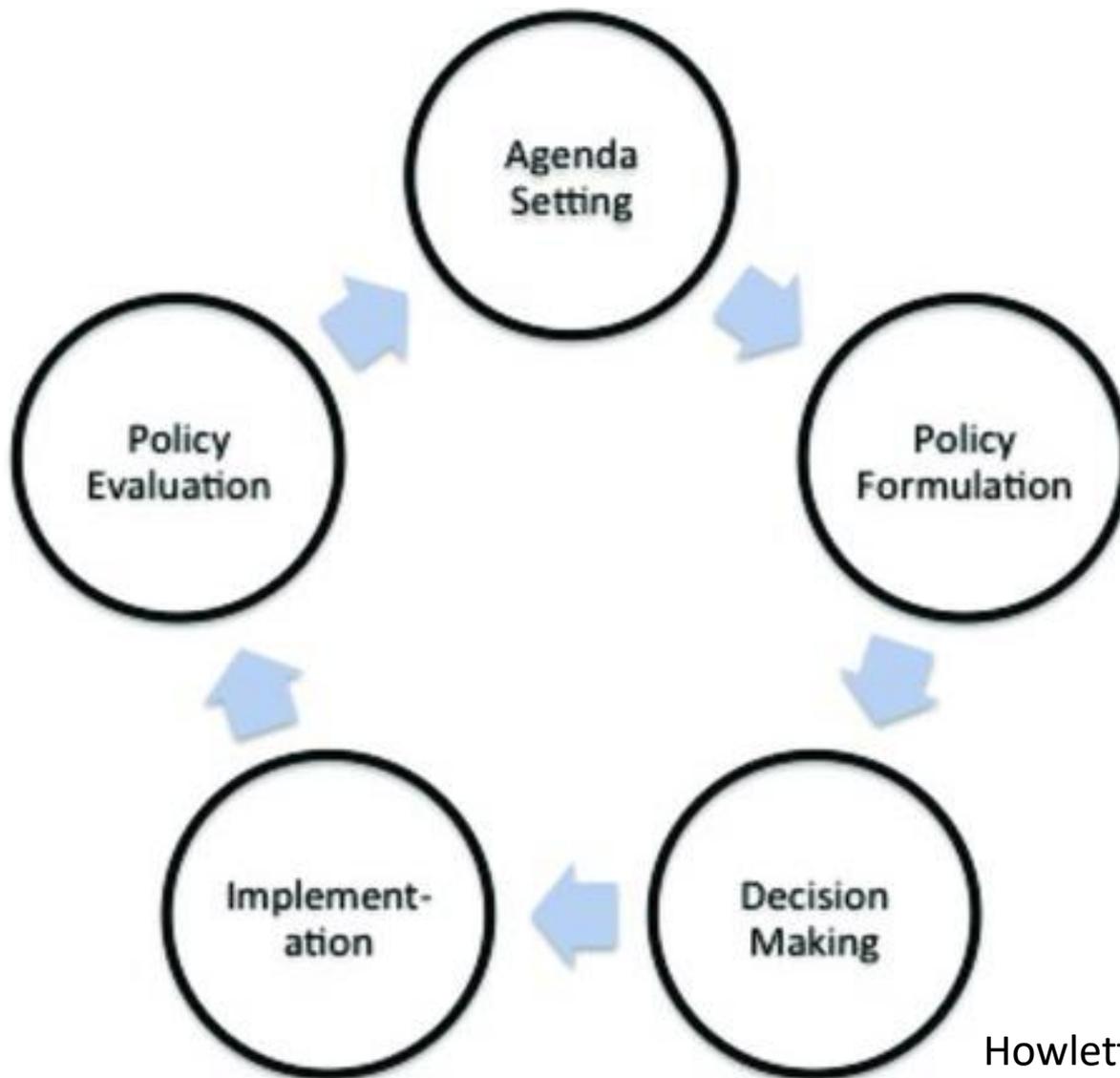
2016年 森里川海協力資金制度要望(環境省)

- 2019年 森林経営管理法 (18年成立 4月施行)
- 2019年 森林環境税及び森林環境譲与税
- 2019年 改正国有林野法が成立 (2020年4月施行)

「なぜ 新税を導入できたか？」 ← 海外からの関心も 高い



(2024年まで)課税を開始しないのは、国民負担への配慮が理由となっている。2023年度までは、東日本大震災を教訓とする防災施策対応分として個人住民税均等割が1,000円(都道府県分500円、市町村分500円)上乗せされているため、その間はさらなる負担増を国民に求めることが難しいとされたため 香坂・内山(2019:246 注2)



Howlett and Ramesh (1995)

ポリシー・サイクル

多くの事例と同様あまり当てはまらない



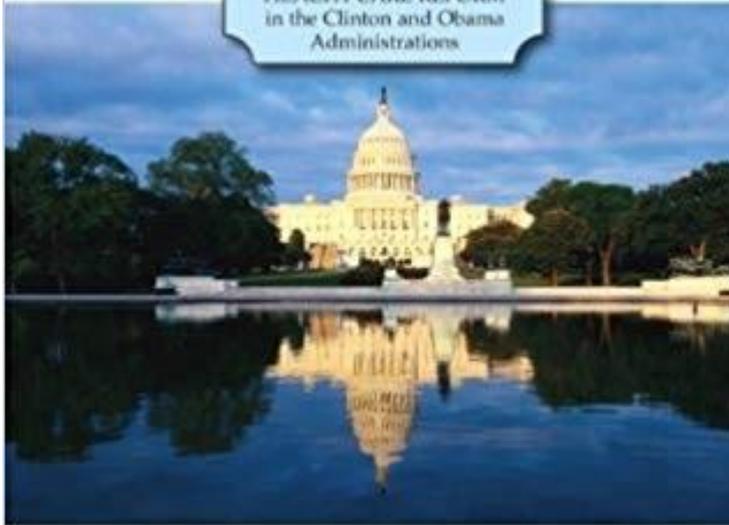
LONGMAN CLASSICS *in* POLITICAL SCIENCE

Agendas, Alternatives, and Public Policies

UPDATED SECOND EDITION

JOHN W. KINGDON

*Includes a new epilogue:
HEALTH CARE REFORM
in the Clinton and Obama
Administrations*

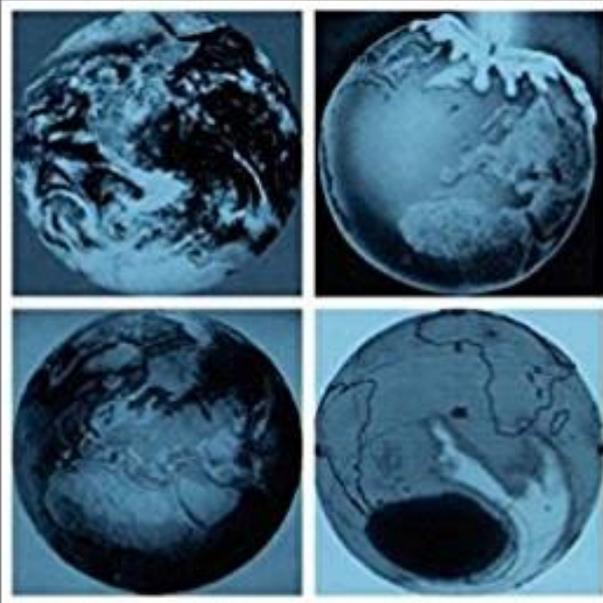


Foreword by James A. Thurber

Maarten A. Hajer

THE POLITICS OF ENVIRONMENTAL DISCOURSE

Ecological Modernization and the Policy Process



'a truly pathbreaking work'

John S. Dryzek, *Policy Sciences*

OXFORD

方法

- 質問票の送付と担当者への対面聞き取り実施
 - * 47府県の担当者と対面済
- 環境譲与税を基にした市町村への支援政策について重点的に取り組む政策課題（2018年度基準）を把握（7つの政策課題に対し重点度を5段階で回答）
- 環境譲与税導入による組織的影響を把握：環境譲与税の担当者の数の変化、部署の再編や新設状況を把握（2018年、2019年度前後）

県・環境税、環境譲与税

県・環境税 導入県

(億円)	県・環境税	環境譲与税 (試算額)
岩手県	7.6	1.2
宮城県	16.9	0.7
秋田県	4.6	1.0
山形県	6.7	0.5
福島県	11.4	1.0
茨城県	17.4	0.6
栃木県	8.7	0.6
群馬県	8.5	0.6
神奈川県	40.3	1.0
富山県	3.8	0.3
石川県	3.9	0.4
山梨県	2.8	0.4
長野県	6.8	1.2
岐阜県	12.2	1.4
静岡県	10.0	1.2
愛知県	23.1	1.2
三重県	10.8	1.0
滋賀県	7.2	0.4
京都府	6.9	0.7
大阪府	11.9	1.0
兵庫県	25.1	1.3
奈良県	3.7	0.8
和歌山県	2.7	1.0
鳥取県	1.7	0.5
島根県	2.1	0.7
岡山県	5.8	0.8
広島県	8.6	0.8
山口県	4.0	0.7
愛媛県	5.6	0.9
高知県	1.7	1.4
福岡県	14.5	0.9
佐賀県	2.5	0.3
長崎県	3.9	0.4
熊本県	5.0	1.1
大分県	3.3	0.9
宮崎県	3.1	1.2
鹿児島県	4.5	0.9
計(37府県)	319.3	30.9
横浜市	27.7	1.4
計(横浜市含)	346.8	32.3

県・環境税 未導入県

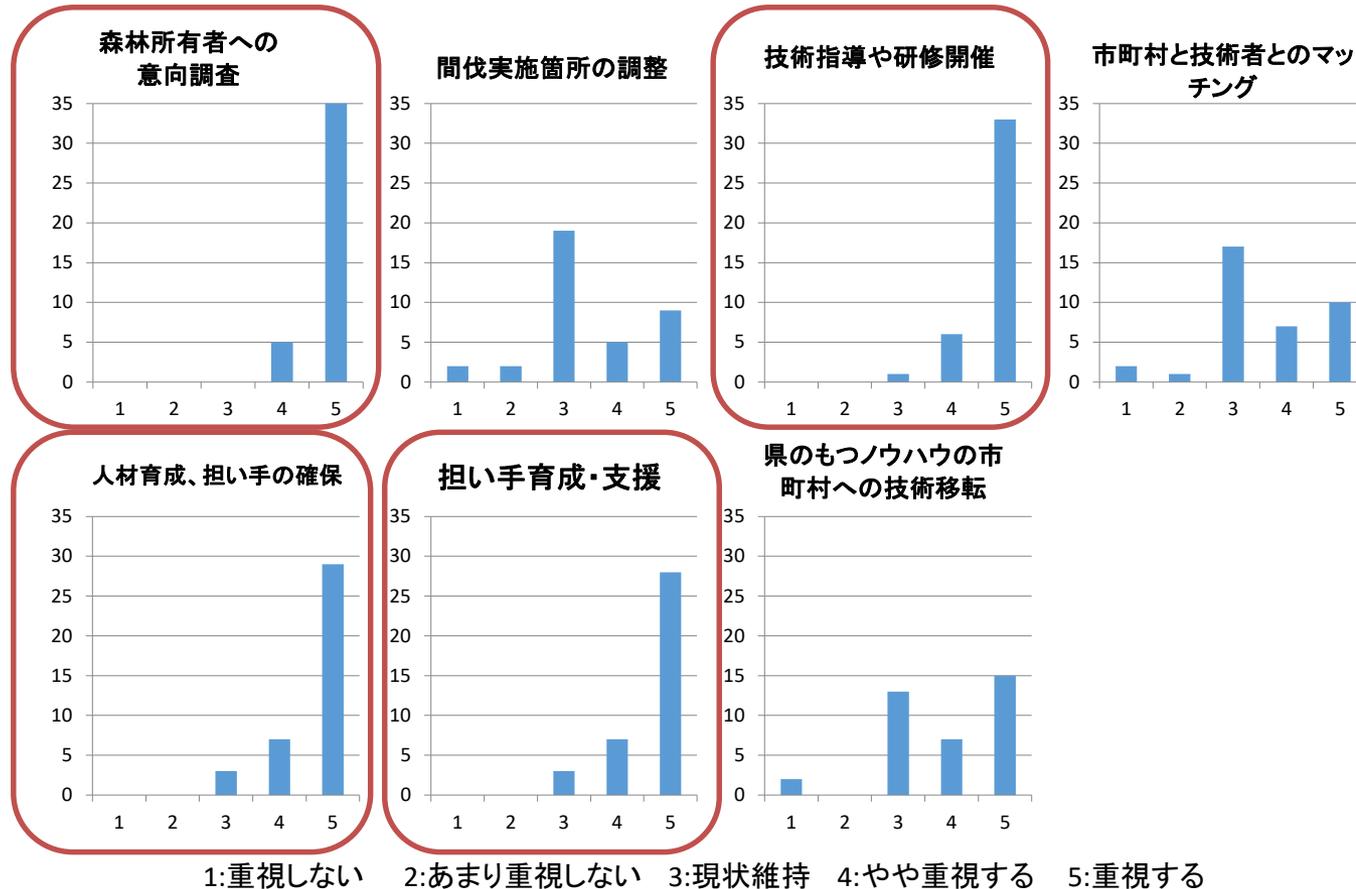
(億円)	環境譲与税 (試算額)
北海道	3.1
青森県	0.7
埼玉県	0.9
千葉県	0.8
東京都	1.4
新潟県	0.7
福井県	0.4
徳島県	0.8
香川県	0.2
沖縄県	0.2
計	9.1

- 譲与額のバラつきは大きい
- 人口が考慮された結果、都市部の自治体にも比較的大きな額が譲与されるケースもあり

結果1：森林環境譲与税による市町村支援

- 「森林所有者への意向調査の企画等に係る指導助言」
(35道府県)
意向調査が最優先
 - 「技術指導や研修開催」(33道府県)
森林情報整備が中心 (レーダ調査・地籍等)
 - 「人材育成・担い手の確保」(29道府県)
OB活用、機構等の関連機関の活用 も多い
- * 東京都は 譲与税・用途を3月に確定予定 (リバース)

森林環境譲与税による都道府県の市町村支援 全体的な傾向



都道府県レベルでは、市町村の取り組みの側面支援を主に実施する傾向
⇔環境譲与税は市町村レベルでの施策促進が主眼

森林環境譲与税による都道府県の市町村支援 県・環境税導入済／非導入の県の比較



1:重視しない 2:あまり重視しない 3:現

(灰色:県・環境税導入済みの府県、黒色)

導入済県:現状維持の傾向
未導入県:多様な回答

→未導入県では、環境譲与税を契機に重視?

森林環境譲与税による都道府県の市町村支援 県・環境税導入済／非導入の県の比較

	県・環境税導入済みの府 県	県・環境税未導入の道都県
森林所有者への意向調査	「重視する」または「やや重視する」に回答が集中	
間伐実施箇所の調整	現状維持と回答した割合 高	「重視する」～「あまり重視しない」まで道都県毎に異なる回答
技術指導や研修開催	「重視する」または「やや重視する」に回答が集中	
市町村と技術者とのマッチング	現状維持と回答した割合 高	「重視する」～「あまり重視しない」まで道都県毎に異なる回答
人材育成、担い手の確保	「重視する」または「やや重視する」に回答が集中。ただし一部県では「現状維持」	
担い手育成・支援	「重視する」または「やや重視する」に回答が集中。ただし県・環境税導入済みの県の一部では「現状維持」	
県のもつノウハウの市町村への技術移転	「重視する」から「現状維持」の間にほとんどの県が分布。	

香坂玲・内山愉太「都道府県の森林環境譲与税導入の影響と市町村支援の方針に関する考察:47都道府県を対象として」『山林』2019b年

組織体制の変化

組織形態の変更内容		組織形態の変更内容		
岩手県	変更無し	県・環境税 導入有り	島根県	市町村が会員となる一般社団法人に新たな組織が立ち上げられ、県職員3名を派遣
宮城県	一般社団法人宮城県林業公社に宮城県市町村森林経営管理サポートセンター設置し、職員2名を配置		岡山県	変更無し
秋田県	秋田県森林経営管理支援センターの設置、4名の支援員を配		広島県	部署の変更
山形県	変更無し		山口県	変更無し
福島県	変更無し		愛媛県	変更無し
茨城県	変更無し		高知県	林業環境政策課(環境譲与税に関する市町村との連携・支援、県・環境税)、森づくり推進課(環境譲与税の県配分の
栃木県	変更無し		福岡県	森林経営管理制度を所管する係の増員(+1)
群馬県	県税: 担当部署の変更(林政課→緑化推進課) 譲与税: 組織変更(林政課内に経営管理室を新設)		佐賀県	変更無し
神奈川県	変更無し		長崎県	変更無し
富山県	新たに森林環境譲与税を用いた県の支援事業の担当を設置(専任1名、兼務4名)		熊本県	担当部署の変更(森林計画班→森林経営企画班) 県税・譲与税業務の一元化に伴う組織内人数の変更(専門員[嘱託職員1名]を配置)
石川県	変更無し		大分県	人数の変更有。森林環境譲与税担当課(本庁)1名増
山梨県	出先事務所において、市町村への技術指導を行う職員を増員、市町村支援のため、一般社団法人森林協会に職員		宮崎県	変更無し
長野県	部署の新設		鹿児島県	担当部署の変更及び担当職員の増員
岐阜県	部署の変更(政策企画係→森林企画係)		北海道	変更無し
静岡県	人数の変更		青森県	変更無し
愛知県	森林環境譲与税を所管する「森林整備支援グループ」の新設(3名)		新潟県	変更無し
三重県	県・環境税の担当部署を2班から6班に増加		埼玉県	変更無し
滋賀県	変更無し		東京都	担当部署の設置(都職員1名、非常勤3名)
京都府	人数の増加(+1)		千葉県	県庁森林課の林業振興室を森林経営管理室に改め2名増員
大阪府	変更無し	福井県	変更無し	
兵庫県	人数の増加	徳島県	人数の増加	
奈良県	森林経営管理法にかかる市町村への指導、助言を行う部署の設置。現有人数にて対応。	香川県	市町支援のため森林経営管理法・森林環境譲与税担当として本庁に1名増員	
和歌山県	担い手対策を重視した班編成に変更	沖縄県	変更無し	
鳥取県	変更無し			

県・環境税
導入有り

香坂・内山 (2019a p251) 表4 2019年前後での県税・譲与税に関わる組織形態の変更内容

組織体制の変化

- 環境譲与税の担当者数(2018、2019年度前後での変化):増加(21/44)、変化無し(23/44)
- 減少したと回答した都道府県は無し
- 増員は、主に1~2名程度の増員

典型的な動き・と県・支援 試論(譲与税)

(多田さん 発表に詳細)

地域 対象地・林分あり

- 意向調査 最優先
- モデル地区を特定
(集積計画等へつなげる)

- 情報整備の支援

地域 対象地・林分 少

- 基金化
- 普及啓発
- 事務担当の広域連携を模索する動き？

都市部

- 木材利用促進
校舎・公共建築
* 横浜市などは建築部門が窓口(譲与税部分)

- 交流
* 地域へ(都市部住民に支弁)

- * 都市部予算を地域で支弁
豊島区-秩父市

その他の影響：条例の改正（滋賀県）

- 主要な改正点：森林経営管理法に基づく市町村の支援に係る施策は、県・環境税ではなく環境譲与税を基に実施するようにする
- 環境譲与税と県・環境税の棲み分けの明確化が意図

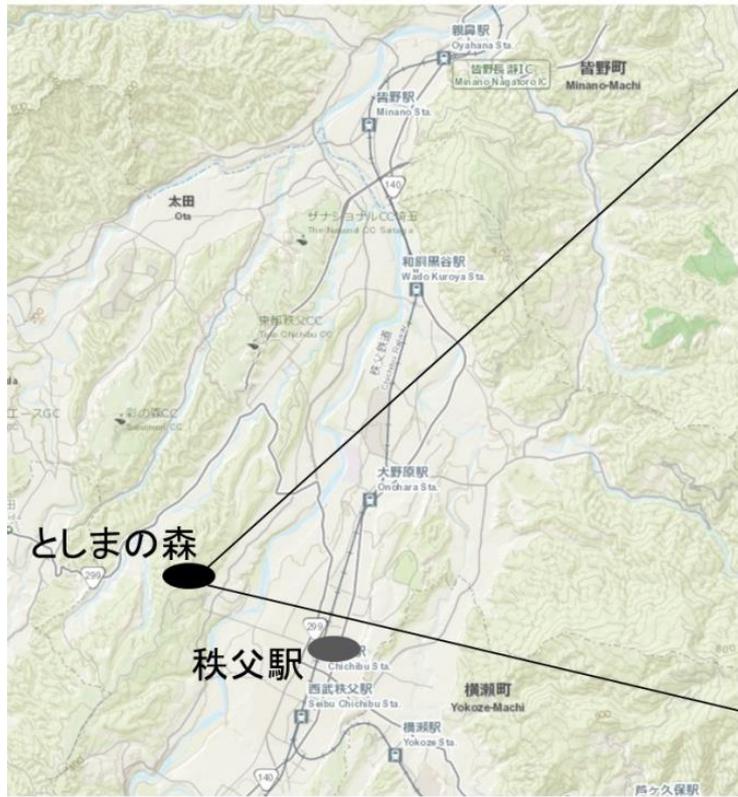
⇒市町村支援方針、組織体制を含め今後の変化の動向を注視する必要

まとめ：森林環境譲与税による市町村支援

- 市町村支援について「森林所有者の意向調査の支援」等に重点が置かれる傾向
- 組織的な変化：環境譲与税（と関連する経営管理制度等）の名目で担当者を増加させた府県が5割程度存在
- 既存組織の名称の変更や、環境譲与税担当部署の新設も特定
- 1県（滋賀）では条例レベルで県・環境税の用途の中身を改定

結果2：都市・農山村連携

秩父市と豊島区の事例：としまの森



	としまの森
面積	1.89 ha (* 将来的に拡大余地あり)
所有者	秩父市 (市有林)
期間	2019年7月10日から2024年3月31日
担当課	埼玉県 秩父市 環境部 森づくり課 東京都 豊島区 環境清掃部 環境政策課

秩父市と豊島区の事業推進 背景要因と今後の展開

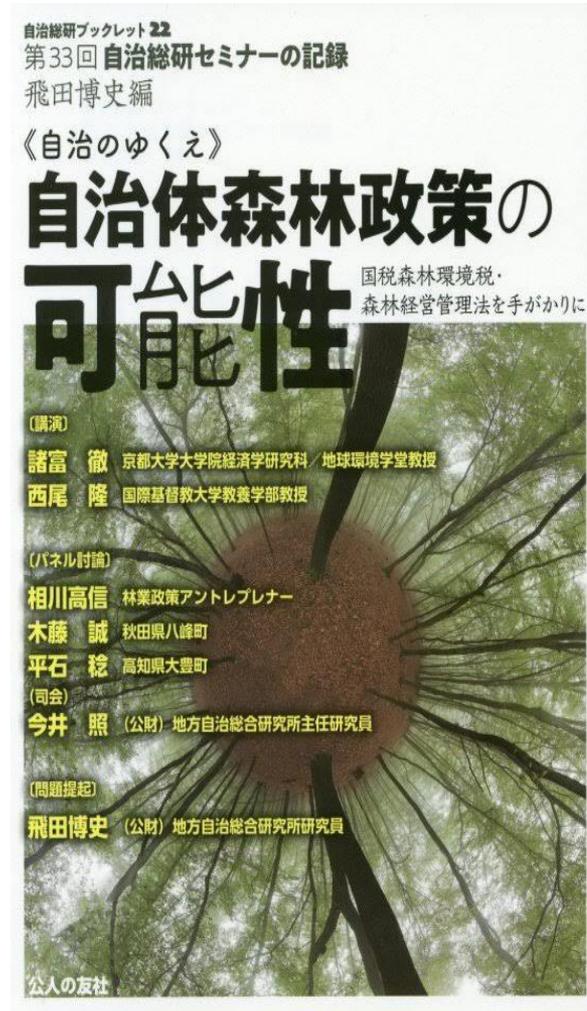
- 姉妹都市として36年間交流を行ってきた秩父市と豊島区の信頼関係
- 秩父市は「秩父地域森林林業活性化協議会」でも近隣自治体と連携
- 将来的には経営管理権を取得した私有地の整備までを希望
- 秩父市の運営体制強化：県から出向した職員による運営、地域おこし協力隊、技術系職員の補強等

まとめ：都市・農山村連携

- 都市部の環境譲与税を活用する形で山村の森林整備が実施
- 可能となった要因
 - 区民がアクセス可能な森林の存在（香坂[2015]と類似）
 - 近隣町との関係では 秩父市のハブとしての自覚・実績
 - これまでの自治体間連携が取り組みの基礎
- 課題は私有林での展開
- 県からの出向者が 市で中心的役割
人的資源の制約 入れ子構造？

では、自己決定としての自治はどうか。(中略)

地方分権改革で自己決定権は拡大したはずなのに、実態としてはそれが弱くなっているのではないかなという印象 (西尾 2018)



人的資源の制限
人的交流/入れ子構造 ガバナンス
(国一県一基礎自治体)

ありがとうございました

香坂 玲

今後は 政令指定都市の分析(内山氏)

理論面で英語論文化を予定

共著などご関心あればご連絡ください

参考文献:

飛田博史「国税森林環境税・譲与税創設の経緯とその問題点」『自治総研』 2019年
487:1-49

香坂玲・内山愉太「森林環境譲与税の導入と都道府県への影響の分析:37府県の概況
について」短報『日本森林学会誌』2019年, 101 巻 5号, pp246-252

香坂玲・内山愉太「都道府県の森林環境譲与税導入の影響と市町村支援の方針に関
する考察:47都道府県を対象として」『山林』2019b年

香坂玲・内山愉太「森林環境譲与税を介した都市—農山村連携の分析:埼玉県秩父市
と東京都豊島区の事例から」投稿中 2019c年

滋賀県（条例の改訂の内容）

- (旧) 第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進し、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。)の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。
-
- (新) 第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。)の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。
-
- (新) (使途) 第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法(平成30年法律第35号)の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充てるものとする。